



発行 東京都

目次

告示

○平成二十五年第三回東京都議会定例会の招集……（財務局主計部議案課）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二

告示（下水）

○下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収委託……三

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活文化局都民生活部管理法人課）…三

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……（同）…五

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…五

告示

●東京都告示第千三百二十三号

平成二十五年第三回東京都議会定例会を、九月十八日に招集する。

平成二十五年九月十一日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都告示第千三百二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月十一日

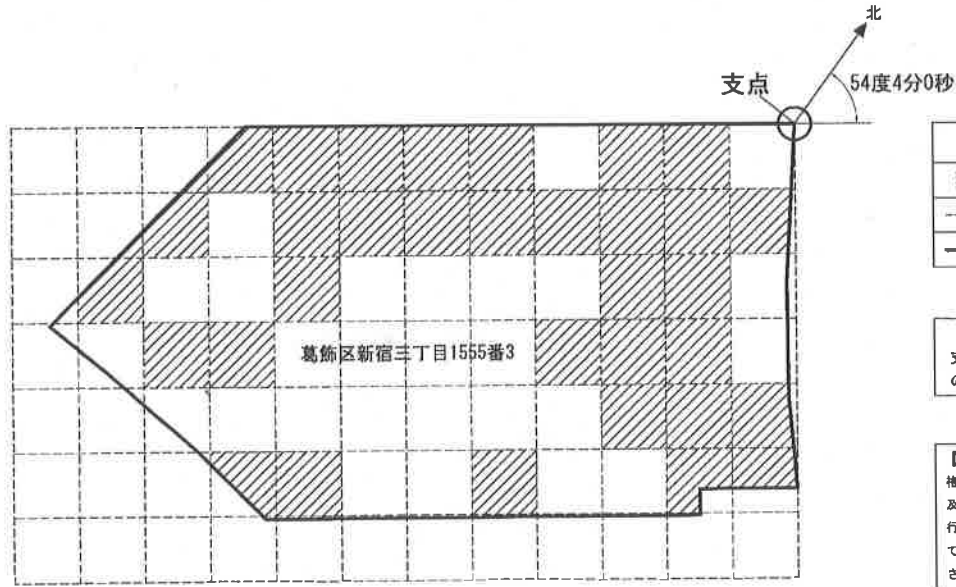
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区新宿三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】	
	形質変更時要届出区域
	単位区画
	筆境界

【支点】
 支点は、葛飾区新宿三丁目1555番3の最北端とする。

【格子の回転角度：54度4分0秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心に右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第九百二十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月十一日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 指定を解除する区域 別図のとおり（調布市仙川町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去